

令和 8 年度沖縄県妊産婦等生活援助事業業務委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
とは、令和 8 年度沖縄県妊産婦等生活援助事業業務委託について、次の条項により契約を締結する。

（委託契約）

第 1 条 甲は、令和 8 年度沖縄県妊産婦等生活援助事業業務委託仕様書（以下、仕様書という。）に基づく業務（以下、委託業務という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託事業の方法）

第 2 条 乙は、本契約書、仕様書及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、委託業務を履行するものとする。

2 本契約書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（委託契約期間）

第 3 条 委託契約の期間は、契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（委託料）

第 4 条 甲は、委託業務に対する委託料として、金 _____ 円（非課税）を乙に支払うものとする。

※消費税法第六条別表第二の七のロ社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業（第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。）に掲げるものには、消費税を課さない。

（契約保証金）

第 5 条 契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 101 条第 2 項各号に該当する場合は、免除とする。

（委託業務計画）

第 6 条 乙は、令和 8 年度沖縄県妊産婦等生活援助事業委託業務計画書を契約締結後、速やかに甲に提出し、その承認を得なければならない。

（委託業務内容の変更）

第 7 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙と協議のうえこの契約の内容を変更することができる。

- (1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
- (2) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
- (3) 本契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。
- (4) 行政目的上、又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、

あるいはこの契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。

- 2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から 30 日以内に整わない場合には、前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。
- 3 第 1 項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

(計画変更の承認)

第 8 条 乙は、第 6 条により承認された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、令和 8 年度沖縄県妊産婦等生活援助事業委託業務変更計画書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。

- (1) 変更に係る内容が軽微なもの（仕様書で定める各費目間の 20 パーセント以内の流用（一般管理費への流用を除く。））である場合
- (2) 天変地異その他やむを得ない事由により、委託した事業を変更しなければならない場合

2 甲は、前項に定める事項の承認をするときは、条件を付すことができる。

(実施状況の報告等)

第 9 条 乙は、支援対象者が入退所した場合は、速やかに入所報告書【別紙第 1 号様式】又は退所報告書【別紙第 2 号様式】を沖縄県へ提出すること。

2 支援実施月の翌月 10 日までに、次に掲げる内容を記載した月次報告書を作成し、沖縄県との月例会議において報告及び提出しなければならない。

- (1) 当月 1 日現在の入居者及び通所支援対象者の状況
- (2) 職員の状況
- (3) 入退所及び通所支援の状況（前月 2 日から当月 1 日までの間の実績）
- (4) 特定妊婦等への支援内容
- (5) 関係機関との協議など活動内容
- (6) 相談業務実施状況
- (7) その他、沖縄県が指示する事項

(概算払い)

第 10 条 乙は、委託業務の実施を円滑に推進するため、委託料請求書により甲に対し、概算払いを請求することが出来るものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、必要があると認められる金額について、請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。

(危険負担)

第 11 条 委託業務の実施に応じて生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものにつ

いては、甲の負担とする。

(委託業務完了報告)

第12条 乙は、事業を完了したときは、業務完了後30日以内又は事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、令和8年度沖縄県妊産婦等生活援助事業委託業務完了報告書及び経費支出内訳書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の提出を受けた場合、速やかに事業完了の確認、検査を行うものとする。

3 乙は、前項の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、甲の確認、検査を受けなければならない。この場合における甲の確認、検査については、前2項の規定を準用する。

(委託料の額の確定)

第13条 甲は、前条第2項の規定により実施した検査の結果が、本契約の内容に適合するものであると認められるときは、支払いすべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と契約金額のいずれか低い方の額とする。

(委託料の支払)

第14条 乙は前条に定める通知を受けた後、委託料請求書により委託料(既に支払済の額があるときは、当該支払済額を控除した額)の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 乙は、既に支払いを受けた委託料が前条の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲に返還するものとする。

4 乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利2.5%の延滞金を徴収できるものとする。

(委託業務の中止)

第15条 乙は、天変地異その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに令和8年度沖縄県妊産婦等生活援助事業委託業務中止(廃止)申請書を甲に提出し、甲と協議のうえ契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約を解除したときは、委託料の精算をするものとする。

(甲による契約の解除及び違約金)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除し、また、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
 - (2) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。
 - (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
 - (4) 乙が次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められるときは、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - ア 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を乙に請求することができる。
 - 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

（履行遅滞の場合における損害金）

- 第17条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により委託期間満了のときまでに業務委託を完了することができない場合において、甲が履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から履行遅滞金を徴収して、履行期間を延長することができる。
- 2 前項の履行遅滞金は、乙の遅延日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づいて告示された率で計算した額の遅延利息とする。

（秘密の保持）

- 第18条 乙は、本契約による作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。
- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。
 - 3 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」に従うもの

とする。

(権利義務の譲渡等)

第 19 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(知的財産権等の使用)

第 20 条 乙は、委託業務の実施に当たり、知的財産権その他第三者の権利の対象となっているもの（以下「知的財産権等」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(著作権等の帰属)

第 21 条 乙は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）その他の知的財産権等及び所有権（乙、乙以外の構成員及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から成果品の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。

(再委託の禁止)

第 22 条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10 日前までに令和 8 年度沖縄県妊産婦等生活援助事業再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書等で示した簡易な業務を第三者に委任し、又は、請け負わせる場合はこの限りではない。

4 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

5 乙が前各項に違反した場合は、甲は本契約を解除することができる。この場合の違約金、損害金については、第 16 条第 2 項及び 3 項の規定を準用する。

(関係書類の整備)

第 23 条 乙は、委託業務に係る収支及び雇用・就業の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを契約の日の属する年度の翌年度から 5 年間保管するものとする。

(疑義の協議)

第 24 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第25条 前条の規定による協議が整わない場合など、この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
氏名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住所
氏名